第２節　　乗車変更の取扱い

第１款　通則

（乗車変更の種類）

第 241 条　旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取り扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

(1) 当該乗車券類による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合

乗車券類変更

(2) 当該乗車券類による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合

イ　区間変更

ロ　種類変更

ハ　指定券変更

ニ　団体乗車券変更

（乗車変更の取扱範囲）

第 242 条　乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、第 248 条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。

２　前項の場合で、区間変更の取扱いをするときで、非変更区間と変更区間とを通じた経路が第 68 条第４項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、この取扱いをしない。ただし、営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切る駅までの区間に対しては、乗車変更の取扱いをすることができる。

（割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限）

第 243 条　個人旅行用乗車券類のうち別に定めるもの、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

２　旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

（指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等）

第 244 条　指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車（列車を変更する場合は、変更しようとする列車）の変更しようとする座席又は寝台に相当の余裕がある場合に限って取り扱う。

２　第 64 条の規定によって証明をした乗車券類を所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければならない。

３　乗車列車を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

（特別急行列車の個室等に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱）

第 244 条の２　新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があった場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。

２　前項の規定により乗車変更の取扱いをする場合、不足人員分について旅客運賃及び料金を収受しているときは、その不足人員分についても乗車変更の申出があったものとみなして取り扱う。

３　新幹線の特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、１回に限り、当該個室に乗車する人員の変更をすることができる。この場合、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更後の乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

４　前各号の取扱いは、第 57 条第１項第１号イ(ハ)及び第 58 条第９項に規定する個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いに準用する。

５　第１項から第３項までの取扱いは、第 57 条第１項第１号イの(ホ)及び第 58 条第 12 項の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取り扱いについて準用する。

（急行列車の寝台個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱）

第 244 条の３　急行列車の設備定員が複数の寝台個室に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があった場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。

（特別急行列車のコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱）

第 244 条の４　特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があった場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について、同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。

２　前項の規定により乗車変更の取扱いをする場合、不足人員分について旅客料金を収受しているときは、その不足人員分についても乗車変更の申出があったものとみなして取り扱う。

３　特別急行列車のコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、１回に限り、当該個室に乗車する人員の変更をすることができる。この場合、原乗車券類に対するすでに収受した旅客料金と変更後の乗車券類に対する旅客料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

（継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止）

第 245 条　有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

（乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間）

第 246 条　乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 154 条に規定する日数とする。

２　前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第 154 条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数を有効期間としたほうが有効日数が多くなるときは、この残余の日数を有効期間とする。この場合、第 249 条第２項第１号ロの(ﾛ)の規定により区間変更の取扱いをするときは、原乗車券の発駅から変更着駅までを変更区間とする。

３　前各項にかかわらず、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間が東京近郊区間、福岡近郊区間、新潟近郊区間又は仙台近郊区間内相互発着となる乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、変更当日限りとする。

（別途乗車）

第 247 条　旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

２　旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合又は当該駅から折り返して原乗車券類の発着区間内を乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。